

(重要) 本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛等に発出された「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(事務連絡)の内容を周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

来年2月末までの催物の開催制限等について

催物の開催制限については、「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月14日付スポーツ庁政策課事務連絡)において御連絡したとおり、12月以降の取扱いについては「今後検討の上、別途通知する」とされていたところですが、11月12日に、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(各都道府県知事等宛、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。)が発出され、12月1日以降、当面来年2月末までの催物の開催制限の内容が示されました。

この取扱いは12月1日から実施することとされており、催物の開催制限の来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされています。

また、内閣官房事務連絡においては、別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」、別紙6「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙8「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」等、催物の開催にあたっての留意事項等についても示されております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策分科会のHPにおいて、「クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討」として、自治体に対して各地域におけるクラスターの事例や当該自治体による分析の状況について聞き取り等を行った結果を取りまとめた資料が公表されております。その中には、例えば「運動に係る施設(スポーツジム・ボクシングジム・ダンスクラブ)」(P. 7)、「寮」(P. 9)、「スポーツチーム」(P. 10)といった、スポーツに係る分野における事例や分析、対策から得られた知見や教訓等も掲載されておりますので、対策の御参考としていただけますようお願いいたします。

また、内閣官房事務連絡に「2. 催物の開催に関する留意事項」として示されている通り、関係府省庁においては、イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図るためにも、各団体において改めて業種別ガイドラインの周知・徹底を図るよう促すこととされています。

それも踏まえ、スポーツ庁より各スポーツ団体に対しては、別にその周知・徹底を図るようお願いしておりますので、あわせて御連絡いたします。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

また、本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

- ・ 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等（令和2年11月12日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf
- ・ クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日（金） 新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf
- ・ 令和2年11月12日（木）新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）資料
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona15.pdf>

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791, 2673） メール：sseisaku@mext.go.jp